

社会福祉法人松前町福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松前町福社会（以下「当法人」という）定款第21条に基づき、理事、監事および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(日当の支給)

第2条 役員等には、次の通り日当を支給する。

- (1) 役員等には、当法人の関する業務を行った場合に、別紙1の日当を支給する。ただし、当法人の職員であるものには、日当を支給しない。
- (2) 日当を支給した場合は、その業務に関する交通費は支給しない。ただし、出張で業務を行う場合には、その業務に関する交通費・宿泊費の実費を支給する。

(その他の報酬の支給)

第3条 理事長には、前項に加え別表2の月額定額報酬を支給する。また役員等には、役員賞与、役員退職金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条

- (1) 日当については、その都度支給する。
- (2) 理事長の月額定額報酬については、毎年6月と12月に該当月までの報酬の合計を支給する。月途中での退任・解任・新任の場合には、一カ月分を支払う。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和5年3月1日より実施する。ただし第3条の理事長の月額定額報酬については、令和5年4月1日より実施する。

別表 1

役職	日当の額
理事（理事長含）・監事・評議員	5, 568円

別表 2

役職	報酬の額
理事長	月額 40, 000円
理事以外の役員等	支給しない